

総基料第59号  
平成18年3月17日

東日本電信電話株式会社  
代表取締役社長 高部 豊彦 殿

総務省総合通信基盤局長  
須田和一

実際費用方式に基づく平成17年度の接続料等の改定に係る接続約款  
変更申請に関し講すべき措置について（要請）

平成17年12月20日付け諮問第1147号により情報通信審議会に諮問した「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（実際費用方式に基づく平成17年度の接続料等の改定）」について、別紙のとおり答申（平成18年2月28日付け情通審第19号）がされたところである。

これに関して、接続料の原価の算定がより適正かつ明確な方法によるものとなるよう、下記のとおり貴社において適切な措置を講じられたい。

記

貴社においては、新サービスに係る手続費等やシステム化の影響を受ける手続費等の作業時間について適時再計測し、その結果を総務省に報告するとともに、見直しが必要であると認められる場合には、その結果を毎年度の接続料再計算に反映させること。

情審通第19号

平成18年2月28日

総務大臣  
竹中平蔵殿

情報通信審議会  
会長 庄山悦彦  
答申書

平成17年12月20日付け諮問第1147号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

## 記

1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可については、次の点が確保された場合には、認可することが適当と認められる（括弧内は別添において対応する当審議会の考え方）。

（1）帯域透過端末回線伝送機能（ドライカッパ）の接続料について、接続料規則に基づき、補正を行わない原価を用いて算定すること（考え方1）。

（2）ドライカッパの稼働回線数についても、他の回線と同様、前年度末における回線数と当年度末における回線数の合計を2で除すことにより算出し、接続料を算定すること（考え方3）。

2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりであり、総務省においては、以下の措置が講じられることを要望する（括弧内は別添において対応する当審議会の考え方）。

（1）公衆電話機能の接続料については、今後とも加入者交換機能の接続料原価より控除されたNTSコストの扱いが関係することになることから、この点について、総務省において整理し、必要に応じて所要の規定の整備を行うこと（考え方7）。

（2）東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社においては、新サービスに係る手続費等やシステム化の影響を受ける手続費等の作業時間について適時再計測し、その結果を総務省に報告するとともに、見直しが必要であると認められる場合には、その結果を毎年度の接続料再計算に反映させること（考え方10）。

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備  
に関する接続料款の変更案に対する意見及びその考え方  
(実際費用方式に基づく平成17年度の接続料等の改定)

意 見	再 意 見	考 え 方
<p>意見1 帯域透過端末回線伝送機能(ドライカッパ)の接続料については、総務省の審査結果に賛同する。</p> <p>○ 1. 帯域透過端末回線伝送機能の圧縮記帳相当コストの扱い</p> <p>带域透過端末回線伝送機能(ドライカッパ)の接続料には、昨年までと同様、施設設置負担金の圧縮記帳相当コストの一部が加算されています。これは、ドライカッパの利用者の多くが新規の利用者であり、施設設置負担金を支払った者がドライカッパの利用に移行するケースが頭在化していった場合には「速やかに解消されるべき、時限的な例外措置であった」と理解しております。</p> <p>答申に基づいてNTT東西殿が独自に行われた調査によれば、施設設置負担金を支払った者がドライカッパの利用に移行したケースは東西平均で約58%(平成17年9月末時点)であり、答申で想定されたケースの頭在化は明らかな状態です。</p> <p>よって、「接続料規則に基づかない算定を行うこと」に特別の理由は認められないことから、接続料規則第17条の2に基づき算定することが適当である。」との総務省のご判断に賛同いたします。</p>	<p>再意見1</p> <p>○ 帯域透過端末回線伝送機能(ドライカッパ)の接続料については、総務省の審査結果に賛同する。</p> <p>○ ドライカッパ接続料については、初回の意見提出で述べさせていただいた通り、負担金を支払ってないものの割合が約4割(東日本:44.9%、西日本:38.5%)となっていることから、負担金相当コストのうちその割合に相当する部分を接続料原価に含めることには適切であると考えており、申請どおり認可いただきたいと考えます。</p> <p>今回のドライカッパ利用動向調査は、DSL利用回線に対する調査及び電話利用回線に対する調査の2つの調査を行い、それらの結果を加重平均したものです。</p> <p>DSL利用回線に対する調査期間は昨年同様1週間としましたが、これは、調査対象日が特定の曜日に偏らないことや、この調査は当社116担当者による申込時のヒアリングにより実施していることから通常業務稼動に与える影響等を考慮し設定しましたのです。</p> <p>また、DSL利用回線に対する調査は当社ユーチューバーの利用実態を把握する現実的な手段が想定できなかったことによるものです。</p> <p>「NTT東西殿がタイプIIを積極的に販売していないければ当然低い数値が出る」とのご意見についてはその主旨がよく分かりますが、何れにしても当社としては、今回の調査はより実態を反映</p>	<p>考え方1</p> <p>○ NTT東西が実施した調査結果によれば、施設設置負担金を支払った者がドライカッパの利用に移行するケースが平成17年9月末時点で東西平均約58%であり、当該ケースが頭在化していると言える。</p> <p>したがって、平成17年2月25日付け情報通信審議会答申における要望事項のどおり、「接続料規則に基づき補正を行わない原価を用いて接続料を算定」することが適当である。</p>
<p>○ 帯域透過端末回線伝送機能(ドライカッパ)の接続料については、総務省の審査結果に賛同する。</p>	<p>○ 帯域透過端末回線伝送機能(ドライカッパ)の接続料については、総務省の審査結果に賛同する。</p>	<p>○ 帯域透过端末回線伝送機能(ドライカッパ)の接続料については、総務省の審査結果に賛同する。</p>

(KDDI)

料については、接続料規則第17条の2に基づき算定をすることが適当であるという総務省の審査結果に賛同します。

昨年度の調査によると、わずか10%であった「施設設置負担金を支払った者がドライカッパの利用に移行したケース」が、本年度は急激に58%まで伸びたという結果より、上記の移行のケースが頭在化しているとする総務省の判断は妥当であると考えます。

#### (BBテクノロジー)

- 施設設置負担金相当コストを補正ドライカッパコストに含めて算定するとするNTT東西殿申請を不許可とし、接続料規則第17条の2に基づき算定することが適当とする総務省の考えに賛同します。
- NTT東西殿申請における算定に用いたADSLの動向調査は、一週間という短い期間で、NTT東西殿のユーザーのみに対する調査を行っており、NTT東西殿がタイプIIを積極的に販売していないければ当然低い数値が出るという点で問題があり、このような調査結果をドライカッパコストに加味することは不適切と考えます。

#### (日本テレコム)

- 施設設置負担金のコスト見直しについては、平成16年度の情報報通信審議会殿答申において、「施設設置負担金を支払った者がドライカッパの利用に移行するケースが頭在化している場合には、接続料規則に基づき補正を行わない原価を用いて接続料を算定し平成17年度の接続料算定に反映させること。」とされており、NTT東西の独自の調査の結果においても、移行ケースの頭在化を認め補正を行わないこと

できるものとして検討、実施してきたものであり適正であると考えます。

(NTT東日本・NTT西日本)

<p>を適切とした情報通信審議会殿の結論を当社としても支持し、施設設置負担金相当コストを一切補正しない算定を行つただけるよう要望します。</p> <p>なお、施設設置負担金相当コストの扱いについては、議論が開始されですからすでに2年以上が経過しており、その間ににおいて移行ケースが頭在化していくことは明らかであり、情報通信審議会殿の見解は当然のことと考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	<p><b>意見2 ドライカッパ接続料</b>については、申請どおり、施設設置負担金相当コストをドライカッパの接続料原価に含めて算定することが適當。</p>	<p>○ ドライカッパ接続料については、今回の諮詢問では、施設設置負担金(以下、負担金)相当コストを原価に含めるべきではない旨の審査結果となつておりますが、当社としては、負担金を支払つていないものの割合が約4割(東日本:44.9%、西日本:38.5%)となつてゐることから、負担金相当コストのうちその割合に相当する部分を接続料原価に含めることは適切であると考えており、申請どおり認可いただきたいと考えます。</p> <p>(NTT東日本・NTT西日本)</p> <p>○ 接続料算定における施設設置負担金相当コストの扱いについて、NTT東日本殿およびNTT西日本殿は、負担金を支払つていないものの割合が約4割となっていることから、負担金相当コストのうちその割合に相当する部分を接続料原価に含めるべきであるとの意見を述べています。</p> <p>しかしながら、先の意見でも述べたとおり、昨年度は、わずか10%であつた負担金を支払つたものの割合が、本年度は過半数を超えて、急激に増加していることから、施設設置負担金相当コストは、接続料の原価に含めるべきではないと考えます。</p> <p>この過半数を超える急激な増加は、イー・アクセス殿およびKDDI殿の意見にもあるとおり、平成16年度の情報通信審議会答申に述べられている「ドライカッパの利用に移行するケースの頭在化」に相当すると判断するに十分な状況を示していると考えられます。</p> <p>従つて、接続料規則第17条の2に基づき算定をすることが適当であるという審査結果に賛同い</p>
---	--	---

<p>たします。</p> <p>(BBテクノロジー)</p>	<p>○ 左記意見について、反対します。</p> <p>当社としては、平成17年2月25日の平成16年度接続料等改定に対する情報通信審議会答申(2.(2)NTT東日本及びNTT西日本において、1年後を目途に利用動向について調査を再度行い、その結果、施設設置負担金を支払った者がドライカッパの利用に移行するケースが頭在化していた場合には、接続料規則に基づき補正を行わない原価を用いて接続料を算定し、その結果を平成17年度の接続料再計算に反映させること。(考え方6))の考え方方に沿つて、当該移行ケースの頭在化を認め「接続料規則第17条の2に基づき算定することが適当である」とした総務省殿のご判断はは適切であると考え、支持します。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	<p>○ 左記意見に賛同します。</p> <p>当社としては、判断基準が明確でないまま、NTT東西の独自判断として回線数の算出方法をかえるのは不適切と考えており、従来の算出方法((前年度末回線数+当該年度末回線数)÷2)に拠るべきと考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p> <p>○ 接続料算定に用いる稼働回線数はこれまで、当該年度の原価と回収額の整合を図るため、年度</p>
	<p>意見3 ドライカッパの回線管理運営費の設定に用いる稼働回線数の算定方法を見直すべき。</p> <p>○ NTT東西殿の説明会(平成17年12月27日)において、料金設定に用いる回線数は以下のとおりであるとの説明がなされました。</p> <p>&lt;料金設定に用いる回線数&gt;</p> <p>通常:期首と期末の回線数を合算し、2で除す。 今回:平成16年度は年度末頃にドライカッパ回線数の需要が急増したことから例外的に、毎月毎の回線数を合算し、12で除す。</p> <p>今回の算定には、年度末の回線数の「急増」が与える影響の平準化の目的があると思われますが、結果として通常の算定方法よりも回線数が低く算出さ</p>	

れます。  
改定後の接続料が適用される平成17年度のドライカッパ回線数は、今般料金算定に用いた回線数よりも大幅に多くなることが予測されます。接続料収入と原価の乖離は、通常の算定方法でもあることですが、回線数が低く、結果として回線単価が高い今回の算定では乖離が更に大きくなります。  
当社は、接続料収入と原価が乖離することを直ちに否定するわけではありませんが、具体的な適用基準がないにもかかわらず、ドライカッパの算定方法だけを変更することは不適当と考えます。

よって、本機能の料金設定に用いる回線数については、通常と同じく「期首と期末の回線数を合算し、2で除す」ことが適切と考えます。

(KDDI)

- 本接続料款改定に関する説明会において、NTT東西殿より下記の説明がございました。  
・ 稼働回線数は、前年度末値と当該年度末値の合計の1／2として計算

・ しかし、ドライカッパについて月の稼働を加味している  
しかしながら、年度途中での回線数変動はこれまでも発生した事象であり、具体的な基準がないまま、今回に限り特別な処理を行うことは不適切であると考えます。

(ウイルコム)

- ドライカッパにかかるDSL回線管理機能について  
は、接続料款認可申請に関する説明会において、NTT東西殿より「稼働回線数は前年度末と当該年度末の数値を足して2で割った数値を用いているが、ド

内の平均的なものとして、基本的には(前年度末回線数+當年度末回線数)÷2により算定しておきますが、年度途中から開始された新規サービスについても、上記算定方法では平均的なものとならないことがあります。

今回のドライカッパについては、年度途中から新規にドライカッパ電話サービスを提供する事業者が現れ、平均的な回線数を算定する上でその影響も大きいことから月稼働を考慮した算定を行ったところです。(具体的には下表)

当社としては、原価と回収額の整合がより図れるとともに、これまでの接続料算定においても新規サービスについては月稼働を考慮したことから、今回の算定方法は適切であると考えております。

ドライカッパの稼働回線数(NTT東日本)  
(単位:千回線)

	積算回線数
① 月稼働を考慮して毎月の回線数の合計÷12で算定した場合(今回の算定方法)	227
② 前月末回線数+当該年度末回線数)÷2で算定した場合	306
③=②①- 前年差額	35%

ドライカッパの稼働回線数(NTT西日本)  
(単位:千回線)

	積算回線数
① 月稼働を考慮して毎月の回線数の合計÷12で算定した場合(今回の算定方法)	163
② 前月末回線数+当該年度末回線数)÷2で算定した場合	201
③=②①- 前年差額	23%

(NTT東日本・NTT西日本)

ては、他の回線同様、前年度末における回線数と当年度末における回線数の合計を2で除すことにより算出することが適当である。

ライカツバは年度途中で急激に増加したことから、月稼動回線数について「旨のご説明がありました。

稼動回線数を考慮し、(前年度末回線数+当該年度末回線数)÷2としてきたものと認識しておりますが、具体的な基準がないにもかかわらず、ドライカツバのみ異なる方法にて算定した場合、接続料算定に恣意性がに入る余地を残すものと考えます。

したがって、ドライカツバにかかるDSL回線管理機能に用いる稼動回線数についても、(前年度末回線数+当該年度末回線数)÷2として算定すべきと考えます。

(日本テレコム)

○ ドライカツバにかかるDSL回線管理機能について  
は、接続料金改定等の接続約款認可申請に関する  
説明会(平成17年12月27日開催)において、NTT  
東西より「稼動回線数には、昨年度までは前年度末  
と当該年度末の数値を足して2で割った数値を用い  
ていたが、今年度はドライカツバの稼動回線数が急  
激に増加したことから、月稼動数を加味した回線数  
を利用している」との説明がなされました。

従来、稼動回線数については、回線数把握のため  
の稼動を考慮し、ある程度の割り切りで、(前年度末  
回線数+当該年度末回線数)÷2としてきたものと認  
識しており、具体的な基準がないにもかかわらず、ド  
ライカツバのみ異なる方法にて算定することを認めた  
場合、接続料算定に恣意性が入る可能性があります。

従つて、ドライカツバにかかるDSL回線管理機能  
に用いる稼動回線数についても、従来通りの考え方  
を適用し、(前年度末回線数+当該年度末回線数)  
÷2として算定すべきであると考えます。

(BBテクノロジー)

- 本接続約款の変更案において、【PHS基地局回線・ライカツバ・光ファイバ】の回線管理運営費が値上げなどなっていますが、料金算定上、以下の問題点があると考えます。

・ライカツバ回線数の算定方法について

昨年12月27日に開催されたNTT東西の接続料金の説明会において、今年度の回線数の算出について、平成16年度の接続料金に用いた算出方法((期首十期末回線数)／2)と異なる算出方法((毎の回線数の累積)／12)を用いている点が説明されました。しかしながら、変更に係る議論及び検討が行われないまま、NTT東西独自の判断によって、算出方法の変更が認められることとはスキームとして適切ではないと考えますので、今年度の算定方法については、平成16年度の算出方法を継続して使用していただけるよう要望します。

(イー・アクセス)

- | 意見4 回線管理運営費の算定に関する情報を開示すべき。  | 再意見4   | 考え方4 |
|--|--|------|
| ○ 単価の大幅な上昇の要因について<br>下表のく参考：項目別の回線管理運営費等>に示したように、ライカツバ単体の回線管理運営費のみ費用が極端に増加している点は、一方で回線数がライカツバ同様に大幅に増加している光ファイバの費用が低下しているのと比較しても、その費用算定内容について疑念を持たざるを得ません。<br>また、別途NTT東西に確認したところ、ライカツバの費用増加は主に申込数の増加によるものと説 | ○ 回線管理運営費の単金は、サービス毎に、申込件数等に応じて発生している受付等のSO管理や設備選定にかかる費用、契約者DB管理等にかかる費用を把握し、それぞれの稼動回線数で除して算定しております。<br>光ファイバ単金が低下している一方でライカツバ単金が上昇していることについては、ライカツバは光ファイバに比べ、ライカツバ電話サービスが本格的に開始されたことに伴い申込件数が急 |      |

明をうけておりますが、平成16年度レベルの単金となるために、相当数の申込数を想定することは困難と考えます。

したがって、費用の増加を把握するために、コストの内容及び申込処理数などの必要な情報が開示されたうえで、適正性について判断を行うことが必要と考えます。

(イー・アクセス)

増し、それに伴い受付等のSO管理や設備選定等にかかる費用が大幅に増加したことが大きく影響しているものと考えております。

コストの内容については、内訳として「①SO管理(受付等)、DB管理にかかる費用」「②新たに回線設置するための設備選定等にかかる費用」「③電話回線に重量するための名義確認等にかかる費用」がありますが、それぞれの業務内容は以下のとおりです。

「①SO管理(受付等)、DB管理にかかる費用」  
全サービス共通的に発生する回線申込の受付・  
申込内容確認、オーダ投入、工事進捗管理等のSO  
○管理及び、契約者情報のDB管理等の業務

「②新たに回線設置するための設備選定等にかかる費用」  
ドライカッパ、光ファイバ、PHS基地局回線で発  
生する新たに回線設置するための線路番号等の  
設備選定や進捗管理・開通後処理等の業務

「③電話回線に重量するための名義確認等にかかる費用」  
ラインシェアリングのみで発生する電話と重量す  
るための名義確認、ISDN回線ではないことや他  
のDSL契約が重量していないこと等の提供条件  
確認等の業務

また、申込件数については以下のとおりです。

回線の申込件数(純増数)(NTT東日本)  
(単位:千回線)

	H16年度	H15年度	増減	増減率
電話等(PHS基地局回線を含む)	▲719	▲412	—	—
ラインシェアリング	533	1,269	▲735	▲58%
ドライカッパ	377	44	333	753%
光ファイバ	65	37	27	74%

回線の申込件数(純増数)(NTT西日本)  
(単位:千回線)

	H16年度	H15年度	増減	増減率
電話等(PHS基地局回線を含む)	▲669	▲444	—	—
ラインシェアリング	520	1,300	▲780	▲60%
ドライカッパ	278	30	248	838%
光ファイバ	50	25	25	102%

費用内訳①②③の金額及び、純増数等をもとにした稼動回線数については、網使用料算定根拠にサービスごとに記載しております。

(NTT東日本・NTT西日本)

意見5 ドライカッパ及び光ファイバの回線管理運営費におけるNTT東西の拡大の原因がNTT西日本の非効率性であれば早急に改善すべき。

再意見5

考え方5

- イー・アクセス殿の意見に賛同いたします。  
NTT東西は回線管理業務という同一の業務を行っているにもかかわらず、それに関する費用に格差があることは、非効率性が存在し、より効率的な業務が行える可能性を示していると考えます。  
そこで、NTT東西には、業務の非効率な箇所を改善し、より効率的な業務を行う努力をしていただくことを要望します。
- NTT東西料金格差の拡大の原因がNTT西日本の非効率性であれば早急に改善すべき。  
下表のく参考:項目別の回線管理運営費等  
NTT東西料金格差>に示したように、ドライカッパと光ファイバについて、NTT東日本とNTT西日本の間で料金格差が拡大しており、ドライカッパで1.48(平成16年度で1.23)、光ファイバで1.76(平成16年度で1.43)までの差異となっています。  
NTT東西は、同一の業務を行っていないながら、この格差まで広がっていることは、費用が高い一方において(今回のケースでは、NTT西日本)、非効率性が存在することを証していると考えますので、早急な改
- ドライカッパ及び光ファイバの回線管理運営費についてのNTT東西間の格差が大きいのは、NTT東西の非効率性というよりはむしろ、主としてドライカッパ及び光ファイバの回線管理業務(SO)の処理件数に対する稼動回線数の割合及びSO処理件数当たりの手続費等控除額の割合について、NTT東日本の方がNTT西日本よりも大きいこと等に起因している。
- また、NTT東西の回線管理運営費の差については、その差が生じている要因を、接続料の認可に際してチェックしていくことが必要であると考

善を要望するどもに適切に業務が行われているか  
どうかのチェックを行うことが必要と考えます。

#### <参考:項目別の回線管理運営費等>

えます。

(B)テクノロジー)

- 東西格差については、接続料原価は東西各々の会計実績をもとに算定されており、サービスごとの競争状況、需要動向、業務運営等が会社間で異なることから、これらの結果として生じているものと考えます。当社としては、効率的な業務運営等に努めています。

	PHS 基地局回線	ライセンスアレンジ	ドライカッパ	光ファイバ
	NTT 東 NTT 西			
H17	99 円	94 円	49 円	50 円
H16	107 円	95 円	81 円	73 円
比較	▲8 円	▲1 円	▲23 円	+207 円
				+365 円
				188% 169%
●回線数				55% 59%
				72%

	NTT 東料金格差(NTT 東日本を1とした場合)	NTT 西料金格差(NTT 西日本を1とした場合)
H17	1 0.95	1 1.02
H16	1 0.88	1 0.90

	NTT 東日本	NTT 西日本	東西格差
H17	323 円	571 円	1.77

#### (イー・アクセス)

##### 光ファイバ回線数の対前年比(NTT東日本)

	H17	H16	対前年比
光ファイバ回線数	107,420	56,030	92%

##### H16PHS基地局回線単金の東西格差(NTT東日本を1とした場合)

	NTT 東日本	NTT 西日本	東西格差
PHS基地局回線単金	107 円	95 円	0.89

##### H17光ファイバ単金の東西格差(NTT東日本を1とした場合)

	NTT 東日本	NTT 西日本	東西格差
光ファイバ単金	323 円	571 円	1.77

##### ドライカッパ単金の対前年比(NTT西日本)

	H17	H16	対前年比
ドライカッパ単金	655 円	290 円	229%

##### 光ファイバ回線数の対前年増減及び対前年比(NTT西日本)

	H17	H16	対前年増減	対前年比
光ファイバ回線数	66,470	30,989	35,481	214%

##### H16PHS基地局回線単金の東西格差(NTT東日本を1とした場合)

	NTT 東日本	NTT 西日本	東西格差
PHS基地局回線単金	107 円	95 円	0.89

##### H17光ファイバ単金の東西格差(NTT東日本を1とした場合)

	NTT 東日本	NTT 西日本	東西格差
光ファイバ単金	323 円	571 円	1.77

(NTT東日本・NTT西日本)

**意見6 データ伝送機能の接続料が上昇した理由を説明すべき。**

- データ伝送機能の端末系交換機能・中継系交換機能のレートベースの上昇率は、回線数の上昇率を大幅に上回っており、NTT東西殿には、その理由のご説明と、情報のご提供をいただきたいと考えます。
- (日本テレコム)

**考え方6**

**再意見6**

○ レートベースは会計上の資産額をもとに算定しており、投資の水準・時期等により変動するものが、回線数については、利用者ニーズの変化や競争等により変動するものであることから、両者は必ずしも同様の動きにはならないと考えております。

今回のデータ伝送機能（メガデータネッツ）におけるレートベースの増加は、需要増加や提供エリアの拡大に伴うATM設備の新規取得があることや、本機能の回線数が増加する一方で、同様のATM設備を使用している通信路設定伝送機能の回線数が大幅に減少しており、本機能への資産の帰属額が増加していること等から、結果的に回線数の増加を上回っているものと考えております。

なお、データ伝送機能及び通信路設定伝送機能トータルのATM装置でみた場合、レートベースの増加が回線数の増加を上回るということは大幅に解消されます。

**レートベース及び回線数の対前年比較**

(単位:レートベースは百万円、回線数は回線)

	レートベース	H17接続料	H16接続料	増減率
端末系 交換設備	レートベース 回線数	4,880	2,983	64%
中継系 交換設備	レートベース 回線数	420,188	284,254	48%
	レートベース 回線数	2,199	1,018	116%
	レートベース 回線数	381,822	249,006	53%

**データ伝送機能+通信路設定伝送機能**

	レートベース	H17接続料	H16接続料	増減率
端末系 交換設備	レートベース 回線数※	17,203	17,460	▲1%
中継系 交換設備	レートベース 回線数	57,194	45,665	25%
	レートベース 回線数	5,793	5,553	4%
	レートベース 回線数	956,739	987,722	▲3%

※データ伝送端末系交換設備の回線数は、速度換算係数加味前にして計算

(NTT東日本)

<p>○ レートベースは会計上の資産額をもとに算定しており、投資の水準・時期等により変動するものが、回線数については、利用者ニーズの変化や競争等により変動するものであることから、両者は必ずしも同様の動きにはならないと考えております。データ伝送機能(メガデータネッツ)においては、需要増加や提供エリアの拡大に伴うATM設備の新規取得がありますが、回線数ヒートベースの上昇率に大幅な乖離は見られません。</p> <p>レートベース及び回線数の対前年比較 (単位:レートベースは百万円、回線数は回線)</p> <table border="1" data-bbox="632 1366 775 1404"> <thead> <tr> <th colspan="2">データ伝送機能</th> </tr> <tr> <th></th> <th>端末系 交換設備</th> <th>H1接続料 回線数</th> <th>H1接続料 回線数</th> <th>増減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>端末系 交換設備</td> <td>レートベース 回線数</td> <td>5,013 339,417</td> <td>3,272 215,010</td> <td>53% 58%</td> </tr> <tr> <td>中継系 交換設備</td> <td>レートベース 回線数</td> <td>1,015 310,546</td> <td>602 189,930</td> <td>69% 64%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(NTT西日本)</p>	データ伝送機能			端末系 交換設備	H1接続料 回線数	H1接続料 回線数	増減率	端末系 交換設備	レートベース 回線数	5,013 339,417	3,272 215,010	53% 58%	中継系 交換設備	レートベース 回線数	1,015 310,546	602 189,930	69% 64%	<p>○ 公衆電話発信機能の接続料については議論が必要。</p> <p>○ 公衆電話発信機能の接続料は、今年度も又、NTT東西股ともに大幅な値上げとなっています。NTT東西股は事業計画で公表された設置台数の削減等、費用削減に努力されているものとは理解しておりますが、接続料の上昇傾向は止められず、一方ではユーバーサルサービス基金の導入も予定されているところです。今後は、NTT東西股の収支改善計画の公表と意見募集等、本件に特化した審議会でのご議論等を行っていただくことが必要であると考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ 公衆電話については、NTSコスト分を除いても、大</p>	<p>○ 公衆電話については、今後、移動電話の普及等で更に需要が減少する見込まれることから、NTT東西は、ユニバーサルサービス基金の方に関する情報通信審議会答申(平成17年10月25日)も踏まえ、市場実態や社会的コンセンサスを踏まえた必要性の検証を行い、コスト削減に向けた更なる努力をするべきである。</p> <p>また、公衆電話機能の接続料についても、今後とも加入者交換機能の接続料原価より除外されたNTSコストの扱いが関係することになることから、この点においては、総務省において整理し、必要に応じて所要の規定の整備を行うことが適当である。</p>
データ伝送機能																			
	端末系 交換設備	H1接続料 回線数	H1接続料 回線数	増減率															
端末系 交換設備	レートベース 回線数	5,013 339,417	3,272 215,010	53% 58%															
中継系 交換設備	レートベース 回線数	1,015 310,546	602 189,930	69% 64%															

幅な値上がりとなっております。トラヒック減少という背景は理解できるものの、その環境変化に応じた事業見直し・効率化が必要と考えます。特に、第一種公衆電話については、来年度よりユニバーサルサービス基金による補助が行われる見込みであり、抜本的な経営改善計画がないままユーチャー料金には手をつけず「取れるところから取る」方式での接続料値上げは認められるべきではないと考えます。

NTT東西殿には、早急にコスト削減・合戻数削減・有効活用等の抜本的な経営改善計画の提示を要望いたします。

(日本テレコム)

○ 公衆電話機能の接続料については、過去数年間値上げ傾向が続いているが、今回の申請においても、(NTTコストの付替えによる増分費用を除いたとしても)NTT東日本殿においてアナログ公衆電話発信機能で約3%、デジタル公衆電話発信機能で約18%、NTT西日本殿においてアナログ公衆電話発信機能で約9%、デジタル公衆電話発信機能で約28%と、大幅な値上がりとなっています。

NTT東・西殿におかれましては、需要の減少に見合う大幅なコスト削減に向けた更なる努力を今後推し進めて頂くよう改めて要望します。

(ボーダフォン)

○ 公衆電話については、携帯電話へのシフト等によるトラヒック減が継続していることから、これまで委託手数料の見直し、各種委託費の削減、ご利用の少ない公衆電話の廃止及び平成17年度にはICカード公衆電話の磁気カード公衆電話への一本化等によりコスト削減に努めてまいりましたが、トラヒック減をカバーするまでには至らず、結果的に接続料が上昇しているものと考えております。(また、今回申請した接続料は、新たにNTTコストを原価に加算したことから、その分料金水準が上昇しております。)

このような状況を踏まえて、今後も引き続き、各種委託費の削減やご利用の少ない公衆電話の廃止を進めると共に、今後も引き続き、各委託費の削減等の継続的なコスト削減等に取り組んでいく考えです。

なお、ユニバーサルサービス基金の補填対象となる第一種公衆電話につきましては、情報通信審議会答申(H17.10.25)を踏まえ、赤字額の抑制のために一層のコスト削減に努めるとともに、利用実態から見た設置の必要性について検討していきます。

NTTコストについては、今年度より加入者交換機能の接続料原価から除かれることになりましたが、公衆電話から発信された通信はNTT設備を使用していることから、公衆電話機能の接続料原価に含めて回収する必要があるため、今回は接続料規則3条に基づく許可申請を実施して公衆電話機能の原価に加算したところです。今後についても同様の算定を行っていく必要があることから、当社としましては、省令においてその旨規定していただく述べを要望します。

(NTT東日本・NTT西日本)

**意見8 接続料の原価には、賃倒額を算入すべき。**

- 現在の接続料原価には、賃倒額は含めないこととされておりますが、昨今の市場ニーズの急激な変化、競争の激化等により、接続事業者が経営破綻して接続料が回収不能となる事例が発生していることから、今後については接続料の原価に賃倒額を含めることが出来るようルール改正して頂くことを要望します。

(NTT東日本・NTT西日本)

**再意見8 考え方8**

○ 東日本電信電話株式会社殿、西日本株式会社殿から、「接続料が回収不能となる事例が発生していることから、接続料の原価に賃倒額を含めることが出来るようルール改正するべき」という意見が提出されています。

しかし、本件については一昨年に既に、接続事業者の経営破綻時等における期限の利益の喪失に係る規定や接続・工事・手続き等の停止の規定等について整備を図るべく接続料の変更が行われており、新たなルール改正は不要であると考えます。

(KDDI)

○ 接続事業者が経営破綻等により接続料が回収不能となつた場合のリスク低減については、平成16年6月の接続料の変更において、接続事業者の経営破綻時等における期限の利益の喪失に係る規定や接続・工事・手続き等の停止の規定等の整備が行われており、既に担保されているものとの認識しております。従つて、ルール改正を行うことは不要であると考えます。

(BBテクノロジー)

○ 接続事業者の経営破綻等により接続料が回収不能となるリスク低減については、平成16年6月の接続料の変更において、接続事業者の経営破綻時等における期限の利益の喪失に係る規定や接続・工事・手続き等の停止の規定等が整備され、すでに担保されているものとの認識しております。したがつて、更なるルール化は不要と考えま

る。また、平成16年の接続料変更において、協定事業者に信用不安が生じた場合等の扱いについて一定の措置を講じたところである。しかしながら、昨今の急激な市場環境の変化等に鑑みれば、当該措置だけでは十分な対応をとることができない場合が生じる可能性もあることから、今後、接続ルールを見直す際に、接続事業者の経営破綻等に伴うリスクに係る扱いについて、改めて検討することが適当である。

す。	(日本テレコム)	
○ NTT東・西殿は、平成16年6月16日付けの情報通信審議会答申を受けて認可された接続料款の変更「接続等の停止・中止等に係る規定の整備」において、「接続事業者が経営破綻等した場合に接続料等を回収できなくなる事例が発生していることから、その場合のリスク低減を図る」ために、「債権保全条項」(第三者への債権譲渡等(第53条の2)、接続の停止(第60条)、工事又は手続き等の停止及び中止(第61条の2)、期限の利益喪失(第73条の2)、預託金等(第77条の2等)の規定を接続料款に追加しています。このように、接続事業者の経営破綻に関する必要な措置は既に実施されているとともに、仮にNTT東・西殿において未回収額が発生したとしても、その額を経営破綻とは関係ない事業者に請求することは合理的ではないことから、貸倒額を接続料原価に含めることは認められるべきでないと考えます。	(ボーダーフォン)	
意見9 接続料と利用者料金との関係(スタックテスト)の検証結果の公表方法を見直すべき。	再意見9	考え方9
○ 今回、NTT東・西殿より申請された接続料について公表された接続料と利用者料金との関係についてスタックテストによる検証が行われているものと認識しております。 これまでの認可申請時に総務省殿において公表されたスタックテストの検証結果には、品目別の数値などの詳細な情報が含まれておらず、接続事業者等	○ ポーダーフォン株式会社殿が提出された「接続料と利用者料金との関係の検証を行うべき」という意見に、賛同いたします。 (1)料金水準 今般申請によるNTT東西殿の基本料サービスに相当する「ドライカツバ(タイプ1)」の接続料	○ 接続料と利用者料金との関係については、これが反競争的でないことを検証するため、毎年度の接続料再計算の際に、NTT東西が大括りでみた単位において結果を公表している。 さらに、市場が形成途上であり、熾烈な価格競争が行わされており、市場シェアの大幅な変動の可能性があるサービス(具体的にはBフレッツ、フ

においてその検証結果を十分に把握することができます。  
総務省殿におかれましては、NTT東・西殿の経営上問題ない範囲において、その検証結果について可能な限りの公表を行つて頂くなど、検証結果の公表方法の見直しについて検討して頂きますよう改めて要望します。

(ボーダフォン)

と、「加入電話／ダイヤル回線用／住宅用」のお客様料金の水準は下表のとおりで、接続料の値上がりをこのまま放置すれば、来年度には水準が逆転する可能性もあります。

	接続料①	お客様料金②	差分②-①
NTT東日本版	1,366円(± 0円)	1級:1,450円 2級:1,550円 3級:1,700円	84円 184円 334円
		※「@ビックグ、「Myビックグ」適用の場合は、上記から100円割引 (1路局ダイヤル回線は対象外)	18円
NTT西日本版	1,432円(+64円)		118円 268円

※カッコ内は昨年度値の比較

#### (2) 関係の検証

今般の申請にあたりNTT東西殿は「平成16年度の利用者向け料金と接続料金の水準の比較」についての検証結果を報道発表され、「加入電話 基本料サービス」については、サービス全体で「利用者料金収入」が「接続料金相当」を1,546億円上回つていている旨が示されています。

しかしながら、当社はこのような大括りの検証では必ずしも十分ではなく、接続料が適正であるかどうかについて、「IT時代の接続ルールに関する研究会報告書」(平成14年7月23日)の結論を参考に、値上げ要因の一つと目される報酬率の適正性や、小売コストを含めた総費用の検証を級別別に行い、検証結果によつては接続料の引き下げが行われるべきであると考えます。

<参考:「IT時代の接続ルールに関する研究会報告書」(平成14年7月23日)>  
同答申には以下の内容が提言されています。  
(1)「接続料をより適正なものとする観点から、利用者料金との関係の検証」が適当であること。  
(2)検証の単位は「具体的には、サービス毎、品目毎、速度別に検証を行う必要」があること。

レツツADSL及びメガデータネット)については、総務省において、品目ごとに営業費を加味した上で検証し、その結果を接続委員会に報告しているところであるが、品目ごとの詳細な検証結果の公表については、設備当たりの収容ユーフォーが数等企業の営業情報が含まれることから適当ではない。なお、加入電話料金の個々の級別料金については必ずしもコストに基づく料金設定となつていなければ、接続料の適正性を検証するという観点からは、級別ではなく、基本料全体で検証することが適当である。

表については必ずしもコストに基づく料金設定となつていなければ、接続料の適正性を検証するという観点からは、級別ではなく、基本料全体で検証することが適当である。

(3)小売コストについて、「NTT東日本・西日本が自ら付け加える営業費が不正当なものであり、競争事業者が対等に競争することができる」と判断された場合には、必要に応じて接続料と利用者料金の関係を是正することが必要であること。  
(4)是正については、「基本的に、接続料を引き下げることが適当と考えられる」こと。  
(※以上の引用は報告書P25～P29)

(KDDI)

○ ポーダフォン株式会社 意見に賛同いたします。

今後、回線数の減少や自己資本利益率の上昇により、接続料の上昇傾向が続くこととも考えられます。そのような中においては、十分な利用者料金と接続料＋小売料金の検証（スタッキテスト）を行うことが、公正競争を確保する上で重要なものです。

平成17年12月13日のNTT東西殿報道発表においては、「平成16年度の利用者向け料金と接続料金の水準の比較」が公表され、公衆電話を除いて利用者料金が接続料金を上回っている旨が示されています。

しかしながら、このような検証では、小売コストの妥当性や、内部補助の関係を十分に検証することはできません。利用者料金と接続料との関係については、接続料の認可に際し、品目別等さらに細かいサービス区分にて小売コストを含めた総費用によって検証し、検証結果によつては接続料の引き下げを行っていただくことを要望いたします。

(日本テレコム)

○ ユーザ料金と接続料の関係の検証については、従来から実施しており、今回も申請時に結果を公

意見10 労務費単金や作業時間について算定方法を見直すべき。	(NTT東日本・NTT西日本)	<p>○ 労務費の合計額を業務稼動要員数で均等に割ることにより労務費単金を割り出す現行の算定方法は、問題があると考えます。</p> <p>工事内容は多岐にわたるため、各工事における作業内容に応じてグレード分けを行う事は、新たなシステム開発費などが必要となり、困難なことが予想されます。従って、作業員の持つスキルや技術力に応じたグレード分けを実施し、グレード毎の単金を設定することを提案します。</p> <p>(BBテクノロジー)</p> <p>○ 手続費等の算定時間(工数)の短縮による効率化について</p> <p>自前工事調整等作業費(設計費用・施工結果確認費用)、立会費、相互接続点調査費用、線路設備調査費用、DSL回線線路長等調査費など手続費等については、平成15年度、平成16年度及び平成17年度において、費用算定のもととなる作業時間が同じであり、作業時間の見直しが一切行われおりません。</p> <p>この期間中において、業務の修練化、接続事業者による申込件数の増加及びそれにともなうシステム化の導入などによって、本来図られることが期待される効率化が実現していないことは、大きな問題と考えます。</p> <p>したがって、NTT東西の申告にもどづく費用算定方法を変更し、最も効率的な方法による作業時間を</p>	<p>表しております。当社としては、現在公表している内容で問題はないと考えております。</p>	<p>○ NTT東西の作業単金は、同社の業務運営の実態を踏まえて算定されており、一定の合理性が認められる。</p> <p>また、作業時間については、新サービスに係るものやシステム化の影響を受けるものなど、大きく変動することが想定されるものには、妥当性を確保する観点から一定期間経過後に再計算することが望ましい。</p> <p>したがって、NTT東西においては、新サービスに係る手続費等やシステム化の影響を受ける手続費等の作業時間について適時再計算し、その結果を総務省に報告するとともに、見直しが必要であると認められる場合には、その結果を毎年度の接続料再計算に反映させることが適当である。</p>

設定して単金化を行うなどNTT東西の効率化インセンティブを促進させる算定方法を導入すべきと考えます。

参考:主な費用の作業時間一平成15年度算定以  
來同じ一>(単位:時間)

◆相互接続点調査費／施設設備開設費

		NTT東日本	NTT西日本
POI開設費用	ラック増設	1,503	1,640
	ダークファイバ	0,125	0,150
施設設備開設費		0,358	0,410

◆自前工事開設等作業費

		NTT東日本	NTT西日本
設計費用	ラック設置の場合	8,092	8,215
	電力・クロック等の設備2種類以上	5,572	5,587
	電力・クロック等の設備1種類	4,027	3,208
	ラック設置の場合	1,450	1,495
施行結果開設費用	電力・クロック等の設備2種類以上	1,373	1,432
	電力・クロック等の設備1種類	1,125	1,178

◆立会費

		NTT東日本	NTT西日本
機器搬入	その他	1,855	1,693
	(電線つなぎ込みも含む)	1,888	1,647
つなぎ込み	局内光ケーブル	1,403	1,290

(イー・アクセス)

意見11 NTT東西の効率化努力について評価・検証すべき。

○自己資本利益率においては、来年度以降も上昇が想定されますが、NTT東西の効率化が十分に進んでいるか、またそれがレートベースに反映されるかどうかについて検証を行うことが必要になると考えます。

(イー・アクセス)

○公衆電話機能以外にも、端末回線伝送機能、通信

を実施する予定です。  
(NTT東日本)

○手続費等の算定時間(工数)の短縮による効率化について

作業時間の短縮化のための取組みについては従来より可能な限り対応を図ってきたところであり、ご指摘いただいた手続費につきましても、平成15年度の再計算時以前より継続して作業を実施してきた実績の下に、実態を踏まえた適切な作業時間を設定させていただいていると考えております。

なお、当社といたしましても、システム化に伴つて作業時間の変動が確認される等の環境変化があつた場合には、作業時間の見直しを今後とも実施させていただく考えであり、現に「ルーティング番号登録工事費」「ルーティング番号等削除工事費」について、番号ポータビリティ申込受付システムの導入に伴う作業時間の短縮を反映した見直しを既に申請させていただいております。

(NTT西日本)

考え方11

再意見11

○NTT東西においては今後とも一層の効率化を図るべきではあるが、NTT東西の再意見にあるとおり、NTT東西により行われた効率化については接続料に反映されている。  
なお、接続料の変動やNTT東西間の格差の要因については、從来よりパブリックコメント等を通じて検証を行っているところである。

○イー・アクセス株式会社殿、ボーダフォン株式会社殿、BBテクノロジー株式会社殿意見に賛同いたします。  
NTT東西殿の実際費用方式の接続料の動向は、その水準が上昇傾向にある現状においては、接続事業者の事業計画にも大きな影響を与えるものですが、接続事業者はその結果のみを通知される立場に過ぎません。また、NTT東西殿に非効

路設定伝送機能、回線管理運営費などの接続料において、過去の接続料改定時よりも、より広い範囲で値上げの申請が行われており、全般的に接続料が値上げ傾向になりつつある点が懸念されます。こうした傾向が今後の接続料の改定においても、なし崩し的に継続されることには望ましくなく、総務省殿におかれましては、NTT東・西殿によるコスト削減に向けた更なる努力を促進させるために、NTT東・西殿の接続料の値上げやNTT東・西殿の間の格差の要因について十分に検証し、その結果について公表を行うなど、コスト削減に向けたNTT東・西殿の間のヤードステイック競争をさらに機能させるための取り組みを推進して頂きたいと考えます。

(ボーダフォン)

○ NTT東西の効率化に向けた努力による効果を評価するための審査を実施することを提案します。  
NTT東西には、これまで様々な効率化を図つていただいているますが、効率化が適切に行われているかどうかの検証は行われていません。  
例えば、NTT東西の示す作業単金(労務費単金)が適切な料金であるかどうかを客観的に比較する材料はありません。なぜなら、NTT東西以外の電気通信事業者は、費用面、運用面等を考慮すると、全ての工事をNTT東西と同様のスキームや条件で実施すること自体が大変困難なためです。  
従つて、効率化の推進については、NTT東西の努力のみに任せているのが現状です。  
そこで、情報通信審議会もしくは総務省において、NTT東西の効率化による効果を評価するための審査の実施を希望します。加えて、NTT東西には、これまで以上に作業の効率化に努めていたく事を強く要望します。

率が存在したとしても、それを接続事業者が立証すること是非常に困難です。  
したがって、情報通信審議会殿もしくは総務省殿におかれましては、接続料認可に際し、NTT東西殿の効率化が十分に進んでいるのか、更なる検証を行つていただくよう要望いたします。

(日本テレコム)

○ ボーダフォン株式会社殿、BBテクノロジー株式会社殿が提出された「コスト削減の促進に向けた取り組みを促進すべき」という意見に、賛同いたします。

NTT殿は平成16年11月10日に発表された「NTTグループ中期経営戦略」で固定通信事業について、平成22年までに8,000億円のコスト削減を目指す旨を発表されています。その一方、年に情報通信審議会で行われた「平成17年度以降の接続料算定の在り方について」の答申に係る、基本料と施設設置負担金に関する検討の中で、NTT東西殿は「固定電話網の老朽化に伴い維持コストが増加する可能性がある」と指摘されており、接続事業者には実際費用接続料の動向が判然としない状況にあります。

透明性が最大の特徴の一つである長期増分費用方式に基づく接続料については、同答申の検討の中で議論が尽くされ、NTT東西殿と接続事業者の双方が少なくとも3年間程度の費用水準について認識を一つにし、それぞれの事業計画、ひいてはお客様料金への適切な反映が可能になつたものと考えます。  
NTT東西殿の実際費用について、他事業者は実態として、その結果のみを通知される立場に過ぎません。電気通信事業を取り巻く環境が本格的

(BBテクノロジー)

なIP化時代の到来に向けて大きく変化しつつある現在の状況を勘案し、情報の非対称性の解消・軽減に向けた検討を行われることを総務省殿に要望いたします。例えば、NTT東西殿が接続料申請に合わせ、自らしか情報を持たない来年度以降の接続料水準動向について、一定程度の予測を報告・公開することも有益であると考えます。

(KDDI)

- BB テクノロジー株式会社殿の意見に賛同致します。  
NTT東・西殿の効率化に向けた努力による結果を評価するための審査を実施することは、NTT東・西殿の効率化を促進させる上で、有効であると考えます。この審査結果に基づき、NTT東・西殿に対し、必要な効率化措置を促すことにより、さらに効率的な接続料の設定が可能になるものと考えます。
- (ボーダフォン)  
作業単金だけでなく、平成15年度より作業時間が見直されていない現状を考えても、たとえば、コロケ業務支援システムの導入等が効率化にどの程度影響を与えているかなど、支店単位で具体的に検証すべきだと考えます。なお、NTT東西の効率化に寄与する取組に対しては、事業者としても協力していきたいと考えます。  
また、その他に効率化の進展についてチェックを行う必要がある項目として、コロケーション費用の単価算出に使用される取付費比率があります。取付費比率については、総体的に上昇傾向にあり、コロケーション費用の値上がり要因になっている

と考えられ、適正性について検証いただくよう要望します。

あわせて、NTT東西の算定根拠中の“物品費／工事あたり”及び“直接工事費／工事あたり”は殆どの項目で減少していますが、接続事業者が負担するコロケーション費用は上昇傾向にあるため、単価算出方法に改善すべき点がないかについても検証をおこなう必要があると考えます。

(イー・アクセス)

○ 効率化努力に関する評価について  
当社においては、効率化に向けた種々の取り組みを行っているところであります。ご指摘の作業単金についても、経営改善施策によるコスト削減効果を織り込んで算定を行つてあることから、当社の効率化の結果を反映した適切な料金であると考えております。

・コスト削減の促進に向けた取り組みについて  
今回申請した接続料については、接続料規則に従い前年度のコスト及び需要をもとに適正に算定しており、問題はないと考えます。  
当社としては、今後も効率的な業務運営等に努めてまいります。

・自己資本利益率について  
当社はこれまで投資の効率化等に取り組んできただところであります。それらの結果が接続料算定で用いるレートベースに反映されております。

(NTT東日本・NTT西日本)

意見12 光配線区域情報調査費の適用について見直すべき。

- 光配線区域の住所情報については、当初弊社をはじめ各接続事業者から「\*\*丁目\*\*番地\*\*号」までの基本的な住所情報の開示を強く要望しております。しかし、NTT東西は一貫して「個人情報保護の観点から問題となる恐れがある」とのご見解を示され、結果「\*\*丁目\*\*番地」までの情報開示しかなされておりませんでした。
- 接続事業者としては、お客様の光ファイバサービスに対するご要望やプロードバンドサービス展開におけるスピード性に鑑み、やむを得ず「\*\*丁目\*\*番地」までの住所情報の提供を受けておりましたが、シェアドアクセスという接続サービスの料金体系系として、同一局外スプリッタに収容される回線数が多くなるれば実質的な接続料金の低廉化を図ることができるという接続条件が設定されながら、事業者としてその料金体系系に則り合理的に接続料金の低廉化を図るべく努力をするのに必要な情報、すなわち同一局外スプリッタの収容範囲たる光配線区域の詳細を示す「\*\*丁目\*\*番地\*\*号」までの住所情報を提供されなかつたため、当該接続サービスの利用を合理的に進めることができなかつたというのがこれまでの状況であり、当該接続サービスによる光ファイバサービスの競争促進、ひいては光ファイバサービスの普及促進を阻む要因となっていたことは否めません。
- このことは、NTT東西が、シェアドアクセスという接続サービスの料金体系系、接続条件に照らして必要となる適正な情報の提供を行わなかつたことに起因するものです。
- なお、弊社の試算によれば、「\*\*丁目\*\*番地」までの住所情報においては収容される光配線区域を特定することが出来ない地域の約8割は、「\*\*丁

再意見12

考え方12

○ 光配線区域の住所情報について見直すべき。	<p>○ 日本テレコム株式会社殿が提出された、光配線区域情報調査費に係る意見に、賛同いたします。</p> <p>(1) 遷及時期</p> <p>今回の料金改定案の本費用の上昇の根拠は、接続料金改定等の接続約款認可申請に関するNTT東西殿の説明会において、ご説明があつた通り「**丁目**番地**号」までの情報を追加することによるデータ量の増加に伴うものと理解しております。</p> <p>しかし、接続事業者に実際に提供された情報は、追加前の「**丁目**番地」までの情報であるため、本料金を過去の調査に適用する場合には、これまで調査を行つたビルについては、「**丁目**番地**号」までの情報を追加提供すべきと考えます。</p>	<p>○ 「**丁目**番地**号」までの住所情報を開示することについては、総務省から個人情報保護の観点から問題ないと回答があつたことを受け行われたものであることから、それまでの間NTT東西が「**丁目**番地」までの開示に留めていたことは、不適切とはいえない。</p> <p>したがつて、本件手続費について、NTT東西が実際に要した費用に基づき設定することが適當である。</p> <p>しかしながら、本手続をNTT東西の利用部門が利用しないことが、再意見において指摘されたようにNTT東西の指定電気通信設備管理部門が同設備の利用部門と同一の事業体であることに起因しているのであれば、接続事業者とNTT東西の利用部門との間の同等性確保の観点から問題となり得ることから、今後、接続ルールを見直す際に、接続事業者とNTT東西の利用部門との間の同等性の確保について改めて検証することが適当である。</p>
○ 光配線区域の住所情報について見直すべき。	<p>(2) 算定根拠の開示</p> <p>日本テレコム株式会社殿がご指摘されているとおり、算定方法や算入原価の変更が行われた場合には、その旨と算定に係る詳細情報を開示することが接続料の透明性を向上させるものと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>○ 弊社が先の意見書で申し述べました光配線区域の情報提供に係る問題点は、シェアドアクセスという接続サービスをNTT東西が提供する上で接続事業者にとつて必要となる情報をNTT東西が提供しなかつたことに端を発しています。</p> <p>接続事業者にとって、当該接続サービスを利用したビジネスが成り立つたためには末端回線</p>

目 \* \* 番地 \* \* 号」までの住所情報の提供により、  
收容される光配線区域を特定できるようになるものと  
推計しております。

当該接続サービスの料金体系に照らして必要となる  
適正な情報提供が受けられなかつたことの影響も  
されることながら、不適正な情報の提供を受けた地域  
について、再度、適正な情報の提供をいただく場合  
において、今回、再算定される費用を再度支払わな  
ければならないとすれば、公正競争条件の整備とい  
う観点から納得出来ません。

今般、弊社の約1年に渡る働きかけにより、光配  
線区域の住所情報について「\* \* 番地 \* \* 号  
\* 号」の情報は個人情報にあたらない、との整理が  
行われ、その後NTT東西のおいても検討をしていた  
だき、今後は「\* \* 号」までの情報  
報開示がなされることになりました。このことは、弊社  
としても歓迎すべきことではあります。既に「\* \*  
丁目 \* \* 番地」までの情報提供を受けた光配線  
区域の情報について、再度「\* \* 号」までの詳細  
情報を求める場合には、同じ光配線  
区域に対し再度調査費を払うこととなります。

従つて、これまでの経緯を踏まえ、既に提供を受  
けている光配線区域の情報について、今後再度「\*  
\* 号」までの詳細な情報提供を  
受ける場合には、今回NTT東西より申請中の平成1  
7年度の調査費(東日本:9,538 円、西日本:9,497  
円)とこれまでの平成16年度の調査費(東日本:  
7,557 円、西日本:6,461 円)の差額分のみ遡及精算  
すべきと考えます。

なお、今回の料金改定率の本費用の上昇の根拠  
は、接続料金改定等の接続約款認可申請に関する  
説明会(平成17年12月27日開催)において、NTT  
東西よりご説明があつた通り「\* \* 号

を一定以上の分岐端末回線でシェアすること(光  
配線区域内の收容率を一定以上にすること)が必  
要であり、そのために光配線区域の情報は必  
須の情報です。

一方、NTT東西の利用部門は当該情報を利用  
されていないとのことです。  
これは、ひとえにNTT東西の利用部門がNTT  
東西の管理部門と同一の事業体であるがために  
主端末回線を効率的に利用するというインセンテ  
イブがないということに起因する問題ではないかと  
考えます。

NTT東西の管理部門と別個の事業体であれば  
利用することが必須の手続をNTT東西の利用部  
門が利用しないことは、コスト面で同等性が損な  
われるのみならず、当該手続の円滑な導入とい  
う面においても、公正な競争条件を確保するとい  
う観点から大きな阻害要因となり得ます。(一般的  
に、自らも利用するのであれば、積極的に費用対  
効果を上げるインセンティブが生じますが、自ら利  
用しないのであれば対応が消極的になります。)

したがいまして、弊社としては、仮にNTT東西の  
利用部門が利用していない手続であつても、NTT  
東西の管理部門と別個の事業体であれば必須と  
考へられる手続に関する費用については、NTT東  
西の利用部門を含めた接続事業者が等しく負担  
するような仕組みに変えていただきよう要望いたし  
ます。

(日本テレコム)

○ 従来の「\* \* 丁目 \* \* 番地」レベルでの情報提  
供については、他事業者様とも事前に協議を行  
い、サンプルデータもお渡しました上で、両社合意の

\*号」までの情報を追加することによるデータ量の増加に伴うものと理解しております。仮にその他の費用が加味されている場合には、算定根拠としてその詳細情報を開示していただくことを要望いたします。

(日本テレコム)

「\*号」までの情報を追加することによるデータ量の増加に伴うものと認識しております。また、今後、新たに「\*\*丁目\*\*番地\*\*号」レベルまでの情報を提供するにあたっては、あらためて開示用データを作成し直す必要があり、過去に作成した開示データの活用はできません。したがって、「\*\*丁目\*\*番地\*\*号」レベルまでの情報の作成に要する費用についても、その金額を、情報提供を要望される事業者様に負担していただくものと考えております。

また、本手続費については、「\*\*丁目\*\*番地\*\*号」レベルまでの情報提供に要する費用をあらためて把握して算定した適正な料金であり、その算定根拠についても事業者様向け説明会の場等で提示させていただいているところです。なお、今回認可申請させていただいた「\*\*丁目\*\*番地\*\*号」レベルまでの情報提供に係る手続費についても、「\*\*丁目\*\*番地\*\*号」レベルでの情報提供に係る手続費と同様に、情報提供ビル数を予測して算定した料金であることから、年度末において当該年度に情報提供したビル数とそのビルに係る情報の開示に実際に要した費用をもとに再算定を行い、精算させていただきます。

(NTT東日本・NTT西日本)

意見13 料金回収手続費について、算定方法の抜本的見直しに関する検討を開始すべき。

○ 料金回収手続費については、今回の申請において評価します。但し、現行の算定方法では今後の低廉化にも自ずと限界があるものと考えられ、NTT東・西殿が接続事業者の料金を回収することにより追加的に発生する増分費用に基づく算定などへの移行を含む該手続費の算定方法の抜本的見直しに関する検

もと実施したものと認識しております。また、今後、新たに「\*\*丁目\*\*番地\*\*号」レベルまでの情報を提供するにあたっては、あらためて開示用データを作成し直す必要があり、過去に作成した開示データの活用はできません。したがって、「\*\*丁目\*\*番地\*\*号」レベルまでの情報の作成に要する費用についても、その金額を、情報提供を要望される事業者様に負担していただくものと考えております。

また、本手続費については、「\*\*丁目\*\*番地\*\*号」レベルまでの情報提供に要する費用をあらためて把握して算定した適正な料金であり、その算定根拠についても事業者様向け説明会の場等で提示させていただいているところです。

なお、今回認可申請させていただいた「\*\*丁目\*\*番地\*\*号」レベルまでの情報提供に係る手続費についても、「\*\*丁目\*\*番地\*\*号」レベルでの情報提供に係る手続費と同様に、情報提供ビル数を予測して算定した料金であることから、年度末において当該年度に情報提供したビル数とそのビルに係る情報の開示に実際に要した費用をもとに再算定を行い、精算させていただきます。

○ NTT東西が接続事業者の利用者利用金を請求するためには、自社の利用者料金を請求する場合と同様、通話ごとのデータ蓄積、料金計算、請求金額確定、請求・回収といつた一連の業務が必要となります。これが、これらに係るコストについて、当社請求書により料金請求等を行う事業者様(当社を含む)に、通信回数や請求内訳項目数等、各業用について、対象事業者ごとの通話回数や手続

考え方13

討を開始して頂くことを希望します。  
(ボーダフォン)

務ごとに最も適切な帰納物数に応じてご負担いた  
だく現在の算定方法は適当なものと考えております。

内訳項目数等に応じて案分して計算することは  
合理的な方法と考えられます。

(NTT東日本・NTT西日本)

意見14 GC局のコロケーション単価を早期提示す  
るとともに、その単価を接続料認可対象とすべき。

○ 単価提示の前倒し等について

本案件については、昨年度の意見書でも申し述べ  
ましたが、接続料申請の土地・通信用建物の料金  
及び各係数だけではコロケーション費用の把握が不  
可能なため、接続料の申請と同タイミングで全対  
象GCビルのコロケーション単価を明らかにしたうえ、  
他の接続料金と認可申請時の扱いを同等とし、コロ  
ケーション単価を認可対象としていたただくことを  
強く要望します。

(イー・アクセス)

再意見14

考え方14

○ コロケーション費用のビル毎の単価につきまして  
は、他事業者様からのご要望を踏まえ、従来より  
可能な限り早期に提示させていただいているとこ  
ろであり、今年度につきましても、東京、大阪エリ  
アのコロケーション単価を、現在認可申請中の比  
率を用いて算定し、既に提示させていただいたとこ  
ろです。

接続料変更の申請と同時に、他事業者様に  
対して全対象GCビルのコロケーション単価を提示  
するご要望については、申請を行う諸比率等の確  
定後から申請までという短期間に高い精度が求め  
られる算定作業を大量に行う必要があることか  
ら、対象エリアは限定せざるを得ないものの、現状  
においても可能な限り対応させていただいている  
ことをご理解願います。

また、次年度以降におきましても、ご要望を踏ま  
え、認可前にコロケーション単価を提示する対象  
エリアを更に拡大することができるように、実現に向  
けた検討を実施する考えです。

(NTT東日本・NTT西日本)

○ 電源設備等に係るコロケーション費用の単価に  
ついては、局舎ごと、設備の種類ごと、使用開始  
年度ごとに細かく設定されていることから、接続  
料にはその算定式及び使用諸比率のみを規  
定し、これを認可しているもの。

これにより当該単価の適正性は確保されてお  
り、また、NTT東西から接続事業者に対して当該  
単価を含む必要な情報の提供はなされているこ  
とから、当該単価自体を認可対象とする必要性  
は高くない。

しかしながら、接続料の改定に当たり、当該單  
価は接続事業者が意見を述べるために重要な情  
報であることから、NTT東西においては、可能な  
限り早期に提供することが適当である。

<p><b>意見15 電気料金の算定方法の提案について柔軟に対応すべき。</b></p>	<p>○ 電気料金の算定について コロケーション費用の1構成項目である電気料金は、電力会社のタリフをもとに算定された単価にもとづき課金されますが、必ずしも接続事業者がご利用した電力量見合いの算定となつていません。 それを解消する手段として、接続事業者による積算電力計の方法が認められていますが、現状その方法は現実的ではないケースが多いため、使用電力量の把握については、NTT東西と接続事業者間で確認できる方法であれば柔軟に対応されることが必要と考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	<p>再意見15 考え方15</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本意見は、申請内容に直接関係するものではないと考えます。 なお、現行の他事業者様にご負担いただく電気料金につきましては、装置の仕様に準じて、他事業者様からお申込みいただいた電力量を基に算定しております、適切であると考えておりますが、当社としても、客観的に他事業者様が実際に利用された電力量を確認できることを前提とした上で、当該電力量に基づき電気料をご負担いただくことは、コロケーションに係る費用の算定手法の考え方の一つであると認識しております。</li> <li>○ 電気料金について新たな算定方法が接続事業者から提案されれば、NTT東西はこれを検討し、必要に応じて算定方法を見直すことが適当である。</li> </ul> <p>再意見16 考え方16</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 長期間利用している電力等設備使用料については、その点を考慮した算定方法とすべき。</li> <li>○ 長期利用に対する考慮について GCコロケーションにおける公用電力等設備使用料については、再調達価格にもとづく単価算定により費用の低廉化に寄与しているところではあります が、一方で長期間にわたって設置している設備に 대해서も同一の算定方式が使用されているため長期間利用の場合を考慮することが適切と考えます。仮に、実施するとした場合には、減免分の費用を利用開始時にご負担いただく等、事前に費用を回収することを前提とした算定方法に変更する必要があります。</li> <li>○ コロケーションに係る設備使用料は、当社が要した費用を利用期間に応じてご負担頂いており、コロケーションの設備使用料については、接続事業者が設備の未利用期間に係るコストまで負担するものではないことから、自己資本利益率にリスクフリー率を適用することは適当ではない。</li> </ul> <p>(イー・アクセス)</p>

<p>意見17 その他</p> <p>○ 1 通信用建物・土地算定根拠などについて 本件変更案については、NTT側への接続に対し 接続事業者への一定の配慮を行つたものと推測しま すが、この算定根拠には現状維持としてのインフラを 想定した根拠であると考えられます。</p> <p>しかし、社会的には権利意識や環境対策など新た な対応について、事業者に求める流れが一般的にな っており、それらについては一部相当数の訴訟にま で発展しています。</p> <p>これらについては、施設した事業者がその技術開 発を行い、社会還元する必要あり、これらについて單 純接続事業者への相応の負担を求めなければ、施 設維持を行う事業者が一方的なリスクを背負う形と なり、その影響は結果として施設の直接または間接 的に利害関係となる土地権利者ならびに周辺住民 へ影響を及ぼす事となります。</p> <p>これらの事を考慮し、根拠となる金額に環境対策 など将来技術への一定の加算を行うよう見直しを強 く求めます。</p> <p>具体例を示しますと、現状の電柱共架等によるイ ンフラから地下埋設への移行は社会の価値向上に 大きく繋がりますが、工事費用や保守費用が大きな 負担となるため、実現されている箇所が非常に少な い現状があります。</p> <p>これらを費用面など第三者を理由とする着手回避 の口実となぬよう、行政としての十分な配慮が必 要であると考えます。</p>	<p>再意見17 (NTT東日本・NTT西日本)</p>	<p>○ 実績原価方式により算定される接続料等にお いては、基本的にNTT東西が要した費用につい ては資本報酬も含め回収できる仕組みとなっ いることから、NTT東西が一方的にリスクを負うこ とにはならない。</p>	<p>考え方17</p>
---	----------------------------------	---	--------------

(匿名・個人)